

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年12月13日（金）
午後0時59分～午後1時28分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 千葉栄幸 副委員長 鈴木英信
委員 今野慎介 委員 笹森波
委員 板橋美保 委員 菅原和子
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため
出席をした
者の職氏名 生活経済部長兼
市民課長事務取扱 小畑和弥
建設部長 村上諭
商工観光課長 守正樹
都市計画課長 佐山昭徳
都市開発課長 渡邊文彦
生活経済部企画員兼
商工観光課長補佐兼
観光振興係長 草野学
都市計画課長補佐 高橋誠
都市開発課長補佐兼
北釜整備推進係長 鈴木由佳
都市開発課技術補佐兼
市街地まちづくり係長 奈良厚
商工観光課主幹兼
企業誘致係長 大元枝里子

6 事務局職員 事務局 長 綱 川 宏 一
主幹兼議事調査係長 若 林 潤
主 査 菅 原 翔 太

7 付 議 事 件

- (1) 議案第 1 1 2 号 名取市企業立地促進条例の一部を改正する
条例
- (2) 議案第 1 1 3 号 名取市地域経済牽引事業の促進による地域の
成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条
第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の
一部を改正する条例
- (3) 議案第 1 1 5 号 土地の売払いについて

午後0時59分 開 会

○委員長（千葉栄幸） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議にかかる一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第112号 名取市企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） この奨励金の令和5年度の対象者は、震災関連を含めて3社です。この条例を改正することによる対象の事業者数の見込について、伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） この条例の改正により見込んでいる企業については、令和6年度末までに指定を受けられる企業が2社ほどあります。今回、令和7年1月1日から施行させていただきたいと考えており、この2社が対象になりうる企業数になりますが、実際にどれくらい雇用されるかまでは把握しておりません。

○委員長（千葉栄幸） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） ホームページを確認すると申請期間は、操業を開始した日から起算して2年を経過した日から2月以内と掲載されておりました。改正されることによって、この起算して2年が何年に変わるのか伺います。

○委員長(千葉栄幸) 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長(守 正樹) 初年度に関しては、変わりはありません。ただ、今回1年から3年に延長になりますので、当然その申請ができる期間が2年延びるという解釈です。

○委員長(千葉栄幸) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉栄幸) ほかに質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第112号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉栄幸) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号 名取市企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(千葉栄幸) 起立全員であります。よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 名取市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。笹森 波委員。

○委員(笹森 波) 先日、全議員宛てに愛島台自治会会長の中山さんから、工場の緑地率等に関する条例についての便りが届きました。いろいろ書かれていましたが、今までに愛島台地区のまちづくりにおいて、住民の方とはどのような話を進めてきたのかお聞きします。

○委員長(千葉栄幸) 答弁、生活経済部長。

○生活経済部長(小畑和弥) 今回の緑地率等の緩和に関しましては、住民の皆さんに事前の説明や市の考えを話した経過はありませんでした。

○委員長（千葉栄幸） 笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 今回、このことに関しては事前に説明がなかったというのですが、これまでにまちづくりに関して、話し合いをしてきたことや経過があったのか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（佐山昭徳） これまで、愛島台地区のまちづくりに関しては、都市計画における用途地域や地区計画について、地元住民の方々と協議を重ねてきました。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 第1期の工業団地にある企業は緑地率が5%で、第2期の工業団地にある企業は20%とのことでしたが、現在建設中の企業は5%と20%のどちらが適用されるのか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 現在建設中の企業の中で、実際に工場立地法における特定工場に当たる企業はありませんが、第2期の工業団地については、まだ緩和されておりませんので工場立地法による適用で緑地率が20%、環境施設率が25%と規定のと通りの適用となります。

○委員長（千葉栄幸） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） この緑地率を20%から5%に変更する検討は、いつ頃されたのか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 令和6年度に入ってから検討を進めております。ここ最近、製造業の進出や問合せが増えてきている中で、今後工場立地法の緑地率のままだと、敷地の4分の1が緑地になります。そうすると、製造業の方が企業進出の手を挙げづらい現状がありますし、立地後も規模を拡大したい場合に足かせになってしまう懸念があります。そのため、今後進出する関連企業も見据えて、この機会に緩和するため今回改正させていただきたいということです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 先ほど笹森 波委員から話がありましたが、私たち議

員全員に12月10日に速達で文書が届いたわけです。12月9日付のこの文書を確認すると3枚ほど入っており、工業専用地域と準工業地域について、市と中山さんの間で認識の違いがあるのではないかと感じたわけです。その3枚の資料の中に、8月29日付の中山さんから市長に宛てた文書がありますが、自然環境を生かしたまちづくりということで、市に届いていると思います。その中には「当地区の造成緑地に造成された産業用地は、これまでの工業専用地域ではなく、準工業地域です。これは自然環境を活かしたまちづくりとして産業用地も利用して欲しいという住民の願いから、市との協議の中で実現したものです。しかしこれまでのところ、その変更が活かされた土地利用がなされているとは感じられません。以上のことから、今後の産業用地の土地利用について、以下のことを要望いたします。1. 眺望の良い産業用地（現在、渋谷商事の現場事務所がある付近等）には、自然を活かした、人の集まる施設（保養施設・宿泊施設・医療施設・教育施設等）を誘致していただきたい。（例えば保育施設であれば住民のみならず企業で働く方も利用出来ると思われます。）2. 工場だけではなく小規模商業施設も誘致していただきたい。」とあり、要望されております。こうやって今、条例の審査をしているわけですが、質疑があった中で、どのように地元住民と市で話し合いが行われてきたのか。本日12月13日に地元住民に対して説明会が行われると伺っておりますが、この8月29日の文書に対して説明や回答をまずはするべきだったのではないかと思います。その間、都市計画審議会等も行われていると伺っておりますし、なぜこのような文書が12月10日に届いたのか。最初の8月に要望が届いたときに、どのような説明をしたのか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 暫時、休憩いたします。

午後1時13分 休 憩

午後1時13分 再 開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

答弁、生活経済部長。

○生活経済部長（小畑和弥） この8月の要望書については、要望した方と市長が直接お会いして、要望内容を説明いただき、それに対して市長が考え等を説明させていただきました。私どもは同席していなかったのですが、そのやり

とりについては、後で立ち会った職員から情報を聞いております。そのため、このような要望をいただいたことは承知しておりまして、愛島台地区でそのような企業の進出の要望とか、興味を示す企業があればもちろん我々も誘致できるよう、進めていく考えです。しかし、なかなか要望書に記載されていた業種の方々から問合せはあるものの、実際の立地までには至っていない経過がありました。この要望を踏まえながら誘致活動を行ってきましたが、誘致には結びついていない現状です。

○委員長（千葉栄幸） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） そうすると、文書で返信したわけではなく、市長と中山さんが直接お話をして、御理解いただいたということでしょうか。それとも、まだ消化し切れていないことがあって、今回のように我々に対して文書が送付されたのかお知らせください。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、生活経済部長。

○生活経済部長（小畑和弥） 納得といいますか、今後の姿勢について、いろいろ市長がお話をしたということで、要望書をいただいた時点の市長の考えを述べたということで捉えております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。板橋美保委員。

○委員（板橋美保） この条例の改正により、住民というか地域に影響はあるのでしょうか。もし、あるとすれば住民に対して、何らかの形で説明したかどうかを伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） まず今回の改正については、先ほど申し上げたとおり、一定規模以上の製造業の工場が立地した際に、工場立地法の関係で緑地を整備しなければならず、限定的になってしまいます。また、今回はあくまでも今の愛島台地区の緑地や森林といった自然環境を削るというわけではなく、適用となる工場が進出した際に、その工場の敷地内の緑地を整備する面積の割合を緩和するといった制度改正になります。我々とすれば、今の自然環境には影響がないため、住民の方には影響はないものと捉えておりますので、まず議会でお話をさせていただいた上で、地元住民の方々にお話しさせていただくということで進めているところです。

○委員長（千葉栄幸） 板橋美保委員。

○委員（板橋美保） 先ほどからの文書の話で、12月13日に説明されるということの内容が書かれていましたが、その説明というのは今回話し合われていた内容を住民に対して説明する予定なのかどうか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） まず、今回お話させていただくのが、地元の自治会の組織の中のまちづくり部会です。定期的にこの部会が開催されているとことで、部会に同席させていただきまして、今回委員皆さんにお話しした内容について、この条例の改正に至った経緯も含め、どのような考えで条例改正を行いたいかということを説明したいと考えております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。鈴木英信委員。

○委員（鈴木英信） 関連した話で確認したいのですが、令和5年10月の都市計画審議会において、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の一部を準工業地域に変更するという事で審議されて、このような形になったわけですが、自治会長からいただいた手紙が令和6年8月ということで、10か月ほど時間がありました。思うに、なかなか開発が進まない状況の中で、周辺をどうしていくか、準工業地域にすることで何とか団地を発展させようという意図があったかと思いますが、この10か月で住民の方々に、都市計画課でも説明する機会があったのではないかと思いますし、工場の誘致が進んでいるのかとか情報発信をする機会があったと思うのです。本市の企業立地の案内がホームページにあり、愛島西部工業団地の地図があります。これが、令和5年8月現在ということで、既に幾つも埋まってきているわけですが、よく見ると、緩衝緑地帯もあって、突然見たらびっくりするのではないかと思います。この10か月の間に地元住民との丁寧なやりとりがあったのか。また、都市計画課と商工観光課で情報を共有して、市民からどういう話があったのかといった、そういう丁寧なやりとりが1番に必要だったのではないかと思います。どうだったのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 今回この愛島西部工業団地の第2期については、企業誘致やまちづくりの面に関しては都市開発課と民間の委託業者で行っ

ておりましたが、市全体の企業誘致ということで当然商工観光課も一緒に進めている状況です。例えば、図面などの情報共有をしないと誘致できませんので、当然情報共有は常に徹底して行っています。また、先ほど話しましたが、自治会にまちづくり部会という組織があって、不定期ですが自治会から要望があれば担当者が行って、その部会において企業誘致の状況を説明している経緯はあります。

○委員長（千葉栄幸） 鈴木英信委員。

○委員（鈴木英信） 部署間でのやりとりについて、住民を含めた配慮が足りなかったということで、抗議の手紙を頂戴したわけです。この辺は大いに反省すべき点ではないかと思います。以後、気を付けていただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） そういった配慮が抜けていたことについては、反省をしないといけないと思っております。今後、どこまで情報を話しているのかということもありますが、可能な限り情報共有を進めていきたいと思っております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第113号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号 名取市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第113号は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 土地の売払いについてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 以前の例と同様に、土地の価格の評価に関しては不動産鑑定士に依頼して価格を決定したということですのでよろしいでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第115号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号 土地の売払いについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第112号及び議案第113号並びに議案第115号の3か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。

よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することになりました。

以上で、付託議案の審査を終了します。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。
本日の委員会はこれにて散会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 1 時 2 8 分 散 会

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

建設経済常任委員会

委員長 千葉 栄幸